

監査等委員会設置会社への移行検討

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する例が増えています。

平成 27 年 3 月 31 日までに上場会社 58 社(平成 27 年 5 月 1 日の日経新聞記事では 100 社超の見通し)が、移行を表明しました。その大半が 3 月決算会社で、6 月に開催される定時株主総会において議決することを前提にしています。

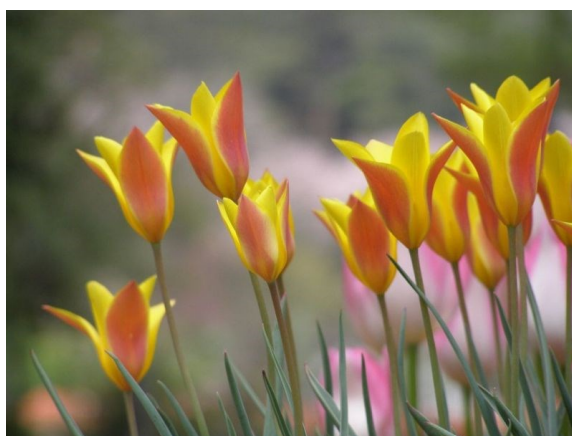
監査等委員会設置会社は、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法で新設された企業統治の形態で、従来の委員会設置会社と監査役会設置会社の間のような形態に位置づけられます。つまり、監査等委員会設置会社では、監査等委員会を構成する取締役(監査等委員)が監査役の役割をします。

なぜ、今、監査等委員会設置会社が注目されるのでしょうか。

各社の移行理由として「監査・監督機能の強化」、「コーポレートガバナンス体制の更なる充実」等が挙げられていますが、その根底には「社外取締役の導入推進」があります。

従来、監査役会設置会社では、2 人以上の社外監査役が必要でした。一方、今般の改正会社法では、公開会社かつ大会社で、有価証券報告書の提出を義務付けられている監査役会設置会社は、社外取締役を置くことが実質的に求められます。

これに対して、監査等委員会設置会社は、社外取締役を 2 人以上置くことが要件になるものの、監査役会の設置が要らなくなります。「社外監査役の他に社外取締役も置かなければならないとなると大変だ。(社外役員の重複感)」との経済界の声に配慮して、この統治形態ができたものと思われれます。



監査等委員の権限は、次のとおりです。

- ・監査等委員は、株主総会において、**監査等委員である取締役以外の取締役**の選任もしくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。
- ・監査等委員は、株主総会において、**監査等委員である取締役以外の取締役**の報酬について監査等委員会の意見を述べることができる。
- ・上記以外は、監査等委員会及び監査等委員は、それぞれ**指名委員会等設置会社**(従来の委員会設置会社)の監査委員等及び各監査委員が有する権限と同様の権限を有する。

このように**監査等委員は、監査役とは異なる権限を持っています**。

単純に、**社外役員の重複感**だけを念頭において、社外監査役と監査等委員を同一に考えると大きな問題を生じさせる可能性があります。

監査等委員会設置会社は、監査役会設置会社に比べて次のような優劣があります。

《優れている点》

- イ 経営者人事にも、社外取締役が一定の関与をすることが可能
監査等委員会の意見を株主総会で述べることができます。
- ロ 指名委員会等設置会社と同様に、意思決定の迅速性を高めることが可能
経営の透明性が高まります。

《劣っている点》

- イ 監査等委員の独立性
任期が4年(監査役)から2年(監査等委員)に短縮されます。
- ロ 監査等委員の常勤性
常勤者が要求されません。
もともと公開会社の場合には、常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由を事業報告に記載することになっています。

最後に、監査等委員会と監査役会の大きな相違点を表にまとめます。

	監査等委員会	監査役会
任期	監査等委員である取締役の任期は2年 監査役を置いてはいけない。	監査役の任期は4年
職務	監査等委員である取締役以外の取締役の 選任もしくは解任又は辞任及び報酬等につ いての監査等委員会の意見の決定	該当なし
独任性	なし 監査等委員は、取締役の職務執行に関する 事項の報告の徴収又は調査に関する事項 について監査等委員会の決議があるとき は、これに従わなければならない。	あり 監査役は、単独で権限 行使できる。

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するか否かは、個々の会社の実情に
応じて慎重に検討する必要があります。